いわき市電子納品実施要領

（目的）

第１条　この要領は、市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査並びに設計業務（以下「建設工事等」という。）における、いわき市電子納品基本方針に基づく電子納品が円滑に行われるよう受発注者の業務内容を示すものである。

（定義）

第２条　電子納品とは、調査、設計及び工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。

２　その他、この要領に関わる用語の解釈については、福島県電子納品運用ガイドライン（案）（以下「県ガイドライン」という。）によるものとする。

（適用）

第３条　この要領は、電子納品及び電子納品に関する業務について、県ガイドラインを適用して運用するものとする。

２　県ガイドラインの具体的な運用については、いわき市電子納品運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）によるものとする。

（対象建設工事等）

第４条　適用する対象は、次の建設工事等を基本とする。

⑴　建設工事　請負代金額130万円以上

⑵　建設工事に係る測量、調査及び設計業務　測量、調査及び設計に関わる全ての業務委託

２　前項の規定に関わらず、以下の工事について除外できるものとする。

⑴　緊急に公共施設の修繕又は復旧を行う工事及び軽微な修繕又は復旧を数箇所にわたって行う工事

⑵　道路、排水路等の除草及びしゅんせつを行う工事

⑶　災害時の応急的な復旧工事

（成果品）

第５条　成果品は、電子データを格納したＣＤ－Ｒ（正１、副１）と紙ベース一式とする。

２　工事を担当する課又は公所（以下「工事担当課等」という。）は、管理方法を定め、前項の成果品を適切に保管するものとする。

（フォローアップ）

第６条　総務部工事検査課（以下「工事検査課」という。）は、電子納品の実施状況を把握し、この要領に基づく取り組みの最適化を図るものとする。

２　工事検査課による実施状況の把握は、マニュアルに規定するチェックシートの記載内容及び建設工事等の監督員への聞き取り調査によるものとする。

３　工事検査課は、前項により把握した内容を踏まえ、必要があると認められるときは、監督員に取り組みの改善を求めるものとする。

附　則

この要領は、平成23年１月６日から実施する。